# 清代前期食糧暴動の行動論理

堀地明

【要約】清代前期、とりわけ一七四〇～五〇年代に集中して発生した食糧暴動の形態とは、①日常的な米穀の貸借関係に基づいて、富家に貸し付けを強要する強借、強借が発展し商店・富家から米穀を掠奪する強搶、②米穀の流出による米価高騰を懸念して、ある地域から他地域への米穀運搬船の出航・通過を阻止する阻米、③官に対して飢饉対策の一策である官穀の廉売を求める騒擾たる鬧賑である。鬧賑においては、民衆は国家を敵対的関係に位置させているのではなく、国家に保護と依存を求める正当的賑済観念を行動のより所としていた。全ての形態における暴動の参加者は、特定の階層に限定されることはなく、多くは数十人程度の小規模なものであった。首謀者は、第一に生員・革生員・貢生など科挙の身分体系に連なる人々、第二に無頼・遊手・訟師などであった。また、暴動において通常予想されるような殺人や放火といった行為は見られず、暴動には一定の自己規律性を見出すことが可能である。

史林 七七巻二号 一九九四年三月

## はじめに——課題と方法——

商品経済の発展が著しい十六世紀以降の中国では、木綿や絹とともに米穀も大量に商品化されるようになった。そして、飢饉・災害による米穀流通の乱れや米価の騰貴に対する民衆の異議申し立ては、食糧暴動（搶米）として顕在化した。[①] 小稿は康煕・雍正・乾隆年間（主として十八世）にわたる清代前期の食糧暴動を考察するものである。明清時代の食糧暴動に関する研究は、抗租（小作人の反地主運動）・奴変（私的隷属民の身分解放運動）・民変（都市民衆の反国家・反郷紳運動）などに比べて多くなく、民衆運動研究においても主要な分野となっているとは言い難い。

福建各地における食糧暴動の史料を紹介した傅衣凌〔一九四一〕をはじめとし、清代湖南米穀市場の階級的構造分析から食糧暴動に論及する重田徳〔一九五六〕、福建の商品生産と米穀生産・流通を分析し、抗租と阻米との関連性を論じた三木聰〔一九八七〕などの研究は、論者によって考察の視点は若干異なるものの、食糧暴動と地主制及び商業資本との関連を問うている。

また、商品経済の一定の発展は都市化を促し、日常的に主穀生産に従事しない大量の消費者層を蓄積させるために、都市民衆運動として食糧暴動を扱う研究も存在する。万暦二二（一五九四）年の福州城の食糧暴動を論じた傅衣凌〔一九八二〕は、暴動の性格を農村における租佃（地主―小作）関係が都市において激化したものとし、明清時代の都市における闘争は、事実上農民闘争であると極論される。中谷剛〔一九九〇〕は、傅衣凌〔一九八二〕と同一の事件を考察するが、暴動の階級的性格よりも、公定米価の遵守を期待する民衆の心性に着目している。堀地明〔一九九二〕は、明末広州を中心とする米穀流通・食糧暴動・平糶（米価高騰時の官米安売りによる価格安定策）改革を考察したものである。また、森正夫〔一九九二〕は、乾隆十三（一七四八）年江南デルタの朱家角鎮の食糧暴動から、明清時代における朱家角鎮の商業的変化を述べる。堀地明〔一九九三〕は特殊な事例であるが、清初広州駐防八旗の食糧問題を考察したものである。

小稿が対象とする清代前期の食糧暴動は、全漢昇〔一九六五〕により乾隆十三年の全国的米価高騰を原因として初めて取り上げられた。岸本美緒〔一九八七〕は、一七四〇年代における清朝食糧政策研究において、乾隆六（一七四一）～二〇（一七五五）年の食糧暴動を年表化し、搶米（富家・商店などからの米穀掠奪）、抗租・遏糴（米穀搬出の暴力的阻止）、鬧賑（賑恤を要求する騒擾）の三つに暴動の形態を分類した。しかし、暴動の形態についての詳しい考察はなされていない。ウォン〔一九八二〕は、清代食糧暴動研究の唯一の専論である。まず、ウォンは米穀流通の形態を次の三つに分類する。第一は商業的流通であり、地方市場における米穀販売と客商による遠隔地交易からなる。第二は国家的流通であり、大運河による漕運と採買（市場での国家による米穀購入）による常平倉備蓄をさす。第三は地方富戸が貧戸に対して、米穀を販売ないしは利

子付きで貸与する慣習的流通である。次いで、ウォンは三つの米穀流通の形態を暴動発生の枠組みとし、江西・湖南の事例を分析する。そこでは、暴動が米穀流通にいかなる影響を及ぼし、国家や士大夫がどのような対策を講じたかが論証の中心とされている。傅衣凌〔一九九二〕も康熙〜乾隆年間の食糧暴動に論及するが、暴動は抗租闘争の一構成部分とされ、さらに農民と都市、すなわち農村の手工業者及び都市貧民の一致した「反封建闘争」であるとされる。

諸先行研究に欠けているのは、食糧暴動における民衆の行動それ自体を考察する視角である。問題は食糧暴動に限定されるわけではないが、単に社会経済的な矛盾が存在しさえすれば、民衆は蜂起に及ぶのではない。民衆は意識的な意図を持ち、意欲された目標を定めた時に初めて何らかの行動をおこすのである。このような視点から、小稿が試みようとすることは、清代前期食糧暴動の行動形態分析と行動の根拠付け、行動を支える意識形態の検討である。②

そこで必要となるのは、特定の地域に考察の対象を限定するのではなく、清代前期中国各地の事例を集合的に扱い、史料的に接近可能で特徴的な事例から共通性を引き出し、行動の論理を再構成することである。したがって、小稿では諸事例に見られる地域性は重視されない。そして、同時代における日本・西欧の食糧暴動との比較史的考察を行うこととする。

小稿で使用する主たる史料は、地方官僚が皇帝に上奏した親展状(奏摺)である。特に、中国人民大学清史研究所・檔案系中国政治制度史教研室合編『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』(中華書局、一九七九年、『資料』と略記)は、台湾故宮博物院刊行の『宮中檔乾隆朝奏摺』に欠けている乾隆元年〜十三年の奏摺が集録されており有益である。

① 谷川道雄・森正夫〔一九八三〕の「明末清初の都市暴動関係年表」(四〇三〜四〇九頁)、韓大成〔一九九一〕の城市搶米の年表(四二〇〜四二三頁)参照。

② 森正夫〔一九七七〕は、反乱参加者が日常的社会秩序を意識の中で逆転させ、それへの反逆を述べるが、明清史研究で民衆運動における意識過程を考察する研究は未開拓の課題である。

## 一　暴動発生の時間と空間

表1「食糧暴動発生年表」と表2「年代別平均暴動発生件数」から、暴動が頻発している年代を順番に列挙すると、①一七四〇年代、特に乾隆六〜八年、十三年、②一七五〇年代、特に乾隆一六〜一七年、③一七三〇年代、④一七二〇年代、特に雍正四年となる。これらの中でも、一七四〇年代においては暴動は文字通り激発し、一七五〇年代になって発生件数は一七四〇年代の三分の一に低下するものの、両年代に清代前期の暴動件数の約九〇％が集中しており、その後、暴動の発生件数は急激に低下している。一七四〇〜五〇年代は〝食糧暴動の時代〟と言うに相応しい。これらの暴動発生のピークは、皇帝の米価漸騰に対する着目（乾隆八年）、全国的米価高騰問題に関する論議と常平倉備蓄額の雍正年間旧額への下方修正（乾隆十三年）、他省での倉穀採買の禁止（乾隆十八年）といった、清朝中央での経済政策論議の諸時期（則松彰文〔一九八九〕）とほぼ一致している。

ただし、乾隆帝の食糧暴動への言及は、米価高騰への着目よりも早期になされている。乾隆四年八月上諭①がそれである。この上諭で指摘されているのは、第一に若輩が願い通りに賑済が受けられない時に衙門で騒ぐこと、第二に不作の年の冬から翌年の春にかけて、奸棍が裕福な家に借糧を願い、それが実現されないと搶奪に及ぶことの二点である。とりわけ、後者は従来の多くの案件が未決であるとされており、史料上には現われない多くの食糧暴動の発生を示すものである。なお、四年八月上諭では米価高騰は問題とされていない。また、暴動が頻発した八年閏四月にも上諭②が発せられている。すなわち、地方において偶然的な不作で米糧が不足し、米価が高騰したにもかかわらず、総督・巡撫は対策を講ぜず、刁頑の民はその機会に乗じて匪類を呼び集め公然と搶奪を行うと。

八年閏四月上諭は米価高騰の要因を偶発的な不作に求めているが、乾隆帝自身が初めて採買過多による米価漸騰に着目した、前月の八年四月上諭③をふまえていることは明白である。実際に乾隆六〜八年には、湖南・江西・広西などの産米諸

表1　食糧暴動発生年表

| 年　月 | 事　件　内　容 | 典　拠 |
|---|---|---|
| 康熙36(1697)年5月 | ・福建寧化県城，殷戸が平倉を口実に掠奪される。 | ① |
| | ・福建帰化県城，平糶を要求し，罷市強要，衙門喧鬧。 | ② |
| 47(1708)年6月 | ・湖南長沙省城，百姓が商人に米穀搬出を許可した県丞を襲う。 | ③ |
| | ・江蘇・浙江，各地で富家・米商が強奪される。(月不明) | ④ |
| 雍正2(1724)年10月 | ・浙江慈谿県，民竈人が賑済を求め，県衙門に押し寄せる。 | 雍檔3-337 |
| 4(1726)年3月 | ・広東広州省城，兵士が平糶中止を要求し，衙門喧鬧。 | 雍檔5-777 |
| 4月 | ・広東恵州・潮州両府各県で借穀を口実に富戸が襲われる。 | 雍彙7-543 |
| | ・福建建寧県，百姓が聚衆罷市し，知県に精米を中止して官米の販売価格の引き下げを要求。 | 雍檔6-173 |
| 5月 | ・福建福州省城南台で米船を攔阻し罷市，事件は福州省城に及び減価平糶を要求し衙門喧鬧。上杭県・永定県でも搶米発生。 | 同上 |
| 5(1727)年5月 | ・湖北武漢・武昌等処，游手・無頼が罷市を強制し，従わない店舗より搶奪を行なう。 | 雍檔8-491 |
| 11月 | ・直隷良郷県，駐防兵丁が県堂に突入し米を要求。(＊) | 資料567 |
| 7(1729)年3月 | ・河南唐県の民が湖北棗陽県に行き，糧食を強借。 | 雍檔12-716 |
| 7月 | ・江蘇崇明県，富戸より米穀を強借強奪する事件が10件発生。 | 資料289 |
| 9(1731)年2月 | ・河南祥符・封丘両県，郷村有糧の家が貸借強要を被る。(＊) | 雍実103-28 |
| 3月 | ・直隷長垣県，有糧の家で搶米が10余件発生。(＊) | 雍檔17-854 |
| 5月 | ・福建羅源県で搶米13件，寧徳県で米穀販売強要1件が発生。 | 雍檔18-334 |
| 11(1733)年4月 | ・江蘇松江府の貧民が蘇州城で巡撫を襲う。 | 雍檔21-410 |
| | ・紹興府で殷実の家が強借搶奪を被る。 | 同上 |
| 乾隆元(1736)年12月 | ・江蘇興化県，飢民は賑恤銀の質に不満，また賑糧の増加を求めて衙門喧鬧し，舗戸は罷市。 | 資料562 |
| 4(1739)年8月 | ・河南新郷県顧固寨の民が報災したが打れた，郷民は県城を占拠。 | 資料285 |
| 6(1741)年5月 | ・広東潮陽県，平糶停止に対して糶米を要求し罷市。 | 資料571 |
| 6月 | ・広東嘉応州，潮州への採買船が攔阻され，舗戸は罷市。 | 資料588 |
| | ・広東広州省城，客商に米穀を販売する米商が襲われる。 | 資料587 |
| 11月 | ・江蘇靖江県・崇明県で賑恤を求め罷市抗官。(＊) | 乾実155-23 |
| 12月 | ・江蘇丹徒県で聚衆告災，宝応県で聚衆罷市。(＊) | 乾実157-26 |
| 7(1742)年3月 | ・広西蒼梧県で米穀売買の争いが搶穀と通報される。 | ⑤ |
| 4月 | ・広西藤県・平南県で搶米，賀県で商人が阻米を被る。 | 同上 |
| 5月 | ・広西馬平県，米穀を採買する広東商人が攔阻搶奪される。 | 同上 |
| 8月 | ・江蘇高郵州・宝応県・山陽県，賑恤を要求し聚衆罷市。(＊) | 乾実173-6 |
| | ・湖南芷江県，搶米。(月不明) | 資料299 |
| 8(1743)年1月 | ・湖北京山県，村庄各戸が強借搶糧を被る。 | 資料296 |
| 2月 | ・湖北江陵県，災民が籮筐会を結成し米穀を強索。 | 同上 |

| | | |
|---|---|---|
| | ・３月まで江西袁州一帯，搶案160余件発生。 | 資料573 |
| | ・江西萍郷県の棚民，湖南醴陵・瀏陽両県に行き米穀を奪う。 | 資料301 |
| ４月 | ・湖南巴陵県，富戸３家が穀石を挟借強搶される。 | 資料300 |
| | ・湖南耒陽県，積穀を釣り上げた監生が搶米を被る。 | 資料298 |
| | ・湖南興寧県，搶米が32件発生。 | 同上 |
| | ・湖南衡陽県・祁陽県・攸県の各地で阻米発生。 | 資料590 |
| | ・江西豊城県，民は県衙で知県に給票のうえ，富家に出糶させるように要求するが，知県は拒否。 | 資料573 |
| | ・福建寧化県城，棍徒は知県に対して富戸が米を安く販売するように求め，衙門で騒ぐ。 | 資料577 |
| 閏４月 | ・湖南衡山県，平糶価格の減価を求め罷市。 | 資料298 |
| | ・江西永豊県，平糶価格の減価を求め，衙門喧鬧，罷市を叫ぶ。 | 資料572 |
| | ・江西吉水県，知県は豊城県への倉穀撥運中止を求められるが，拒否。楽平県で平糶が妨害される。崇仁県で鬧賑。 | 資料573 |
| | ・江西大庾・崇義・南康・上猶各県で搶米数10件発生。 | 資料302 |
| | ・江西贛州府城外の市鎮等３ヶ所，万安県皀口で搶米，南昌省城で鬧賑。 | 同上 |
| | ・福建南平県城，平糶価格の減価を求め罷市，衙門喧鬧。 | 資料579 |
| ５月 | ・福建浦城県，搶米が22件，邵武県の郷民は米貴のため盗賊化。 | 資料304 |
| | ・福建泰寧県，借糶を口実に富戸が搶米を被る。 | 資料576 |
| | ・福建延平府，搶米が２件発生。 | 資料306 |
| ７月 | ・貴州畢節県，郷民が借穀を要求，銅仁県の街民罷市。 | 乾実197-29 |
| 9 (1744)年５月 | ・直隷灤州，刁民が麦田を刈り取り，糧食を強借。（＊） | 乾実217-22 |
| ９月 | ・浙江淳安県，商人が食物を奪われ米の掛売強要を被る。（＊） | 乾実224-25 |
| | ・浙江上虞県，富戸が穀米を勒借される。（＊） | 乾実225-25 |
| 11(1746)年５月 | ・湖南安仁県，糶価の平減を求め衙門喧鬧。 | ⑥ |
| ８月 | ・江蘇宿遷県，革生員が賑済を求め罷市を計画するが未遂。 | 資料564 |
| 12(1747)年１月 | ・山東蘭山県，倉糧の求借許可をめぐり衙門が包囲される。 | 乾実283-20 |
| ３月 | ・河南偃師県，郷民が平糶の不満から借穀を求め県衙で騒ぐ。 | 資料568 |
| ５月 | ・盛京海城県牛荘城，過境の糧車を阻攔し巡検宅が囲まれる。 | 資料593 |
| 13(1748)年１月 | ・江蘇沛県夏鎮地方，山東滕県の流民が店舗より食物を奪う。 | 資料565 |
| | ・江蘇蕭県，婦女が賑恤を求め，衙門を包囲しようとする。 | 同上 |
| | ・浙江余姚県，郷民の穀物販売要求より騒動となる。（＊） | 乾実306-13 |
| ２月 | ・江蘇通州余西場の竈戸が鬧賑。 | 資料566 |
| ３月 | ・浙江楽清県，同族内で借穀をめぐり搶米となる。 | 資料293 |
| | ・浙江松陽県，佃戸が地主の穀石を強借し持ち去る。 | 同上 |
| ４月 | ・江蘇蘇州城，巡撫衙門で米商の平減出糶を求め騒動となる。 | 資料583 |
| | ・江蘇青浦県朱家角鎮・呉江県南門外・盛澤鎮で阻米，呉 | ⑦ |

| | | |
|---|---|---|
| | 江県固村の郷民が県衙で社倉穀を求借。 | |
| | ・福建厦門港，兵民が平糶価格で商人に売米を求め搶米となる。 | 資料580 |
| 5月 | ・江蘇通州白鎮浦，米船が攔阻され典商が搶奪される。 | 資料591 |
| | ・浙江紹興府城，富戸が出糶を強要される。 | 資料293 |
| | ・浙江上虞県，官が平糶の不正を取締まると衙門喧鬧。 | 資料294 |
| 7月 | ・山西陽高，県衙門で糾衆告災。 | 乾実323-35 |
| | ・山東で搶米が52件発生。(＊) | 乾実319-9 |
| 16(1751)年3月 | ・浙江黄巌・永嘉・太平・端安・平陽の各県で搶米・鬧賑。 | 乾実389-4, 29 |
| 5月 | ・浙江永嘉県，婦女数百人が県衙で米牌を求める。 | 乾実389-29 |
| | ・江西峡江県で搶米，臨川県で搶米2件が発生。 | 乾実391-25 |
| 閏5月 | ・浙江太平・浦江・遂昌・江山・湯渓の各県，平糶を求め衙門喧鬧。 | 資料584, 乾実393-20 |
| 6月 | ・浙江江山県の棚民，福建浦城県で富戸に米穀を強売させる。 | 乾実393-21 |
| | ・浙江常山県搶米，温州・台州・処州の3府でも搶米数件。(＊) | 乾実393-4 |
| 7月 | ・江西安仁県，県民が聚衆し倉穀の搬運を阻止。(＊) | 乾実395-23 |
| 17(1752)年1月 | ・福建福鼎県で強借強搶が15件発生。 | 乾檔2-630 |
| 2月 | ・福建霞浦県で強借強搶が59件発生。 | 同上 |
| | ・浙江杭州省城，四郷の乞食が入城し米舗に食を求める。 | 乾檔2-686 |
| 3月 | ・江蘇靖江・通州・江寧等，殷実の家に対して強借搶米。(＊) | 乾檔2-350 |
| | ・浙江臨海・黄巌両県接界地方，有穀の家2件が搶奪を被る。(＊) | 乾檔2-458 |
| 6月 | ・湖南湘郷県，平糶米を求め，衙門喧鬧，罷市強制。 | 乾檔3-286 |
| 20(1755)年2月 | ・江蘇泰州・阜寧県，通州金沙場で求賑。 | 乾実502-33 |
| 8月 | ・江蘇昆山県，県衙で報災し喧鬧。 | 乾実497-32 |
| 12月 | ・江蘇蘇州城，水手が店舗の食物を奪う。① | 乾檔13-219 |
| 21(1756)年1月 | ・浙江嘉興・秀水・嘉善・桐郷・海塩・仁和・海寧・新城・余杭の各州県，求賑遂げず，富戸が糧食を強奪される。 | 乾檔13-656 |
| 28(1763)年3月 | ・直隷遵化州，郷民が県衙門で倉糧の貸借を要求。 | 乾檔16-336 |
| 32(1767)年3月 | ・陝西長武県，借糧を求め衙門喧鬧。 | 資料287 |
| 43(1778)年9月 | ・安徽合肥，米商が阻米を被り，官役が殴打される。 | 乾檔45-54 |
| 44(1779)年2月 | ・山東楽安県，丐婦が銭米を求め鬧賑，男子無頼が銭糧を奪う。 | 乾檔46-804 |
| 50(1785)年4月 | ・河南柘城・新郷・尉氏等県，糧食・布匹が奪われる。 | 乾実1243-6 |

凡　例

・資料567；『康雍乾時期城郷人民反抗闘争資料』567頁の略。
・雍檔3-337；『宮中檔雍正朝奏摺』第3輯337頁の略。
・雍彙7-548；『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第7冊奏摺番号の略。
・雍実103-28；『世宗実録』巻103第28葉の略。
・乾檔2-630；『宮中檔乾隆朝奏摺』第2輯630頁の略。
・乾実155-23；『高宗実録』巻155第23葉の略。
・①～⑦は以下に典拠を示す。

①王簡庵『臨汀考言』巻10-18，②同前巻10-15，③趙申喬『趙恭毅公剩藁』巻2「遵旨明白回奏仰祈睿鑑疏」，④『文献叢編』第3輯，王鴻緒「江浙飢民搶米案」，⑤楊錫紱『四知堂文集』巻5「遵旨陳明蒼藤等県搶穀各案及米穀出境情形疏」，⑥同前巻8「遵旨陳明辦理安仁県刁民聚衆緑由疏」，⑦『史料旬刊』第29期「江蘇蘇松等処聚衆阻糶案」，尹継善・安寧摺（乾隆13年6月16日）。
・(*)；事件発生の月が判明不可能なゆえ，典拠史料記録の月により事件発生の月とした事を示す。

省で暴動は多発している。そして、問題の乾隆十三年になると、暴動は主として需米地の江蘇・浙江で発生している。一七四〇〜五〇年代の食糧暴動の激発は、決して偶発的なものでなく、それ以前とは区別される全国的米価の高騰を重要な要因とし、当該時期における清朝経済の変動を社会的に表現したものである。

次に、「清代前期の米価」を参照していただきたい。全国米価は一七二〇年代から上昇の勾配がやや急となり、一七三〇年代になると、全国米価と浙江蕭山県米価は一石あたり一両に至り、一七四〇年代には広東米価も含めて三つの米価は一両を突破し、一七五〇年代には三米価とも一・五両を越えてゆく。その後も米価は高騰を続けてゆく。広東省の平均米価をあげると、康熙四六年〜雍正十三年までの一石の米価は、〇・八〇九五両で毎年平均〇・〇〇一両上昇していたが、乾隆年間の平均米価は、一・二七三両で毎年〇・〇〇五三両の上昇であった[④]。

ところが、米価の継続的な高騰と暴動の件数の伸びには相関関係は見られず、米価が最高時になると、食糧暴動が最も発生しやすいという大方の予想は、正鵠を得たものではないことが判明する。むしろ、暴動が頻発する時期と米価が高水準にいたる時期とが概ね一致していることに注目するべきである。乾隆十八年に無錫・金匱県の人である黄卬は、当地の米価動向について次のように述べている。乾隆帝が即位して十八年になるが、大きな災害は発生していない。それにも関わらず、米価は高騰している。以前の平均一両であった米価は平均一・五両となり、乾隆十三〜十五年には二両以上、十六年冬には二・五両、十七年春には三両に推移した。現在の一石は以前の三

表2　年代別平均暴動発生件数

| | 1681-90 | 91-1700 | 01-10 | 11-20 | 21-30 | 31-40 | 41-50 | 51-60 | 61-70 | 71-80 | 81-90 | 91-1800 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 件数 | 0.2 | 0 | 0.3 | 0 | 2.1 | 3 | 33.6 | 11.2 | 0.2 | 0.3 | 0.3 | 0 |

＊表1より10年毎の事件件数を抽出し，それを平均した数値。

グラフ1　清代前期の米価

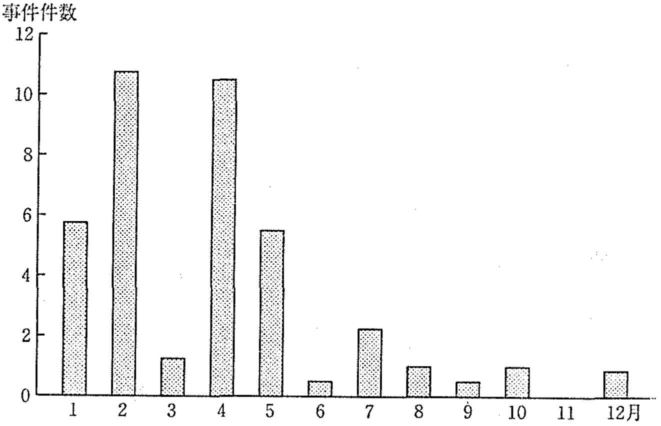


＊出典
全国—彭信威〔1958〕601頁「清代米価表」(5)
浙江蕭山県—田仲一成〔1986〕47—50頁第4表「長河来氏祭田会計表」
広東—陳春声〔1900〕61—62頁表1・2「広東年平均米価」

石に相当し、富民にとっては一年の収入は以前の三年分となるが、貧民にとっては一日の食は以前の三日分に相当すると。⑤ 全般的に見れば、このような急激な米価の高騰が暴動の頻発を招来したと考えるべきであろう。

「月別平均暴動発生件数」から、暴動は一年の内で一～五月に集中し、二月→四月→一月・五月という発生順となっている。三月が異常に少ないのは収拾した史料の不均衡によるものと考えられるが、この傾向は米価の季節変動と一致している。数例をあげてみよう。一七一三（康熙五二）～一七一九（同五八）年間の蘇州米価は、六・七・八月が最高値となり、九月から急下落して一月まで安値が継続する。これは新穀が収穫され市場に出回るようになると、退蔵されていた米穀が一斉に売りに出されるためである。そして、新穀が底をつく一月から四月にかけて、米価は再び上昇してゆく。⑥ 福建・広東・湖南・広西では、四～五月はいわゆる「青黄不接」で年中で最高値となる。早稲（六月）と晩稲（十月）が収穫される七～十一月は下落が継続するが、少日照量・低気温・少量しか収穫されない雑穀などの要因が重なり、十二月～五月にかけて米価は上昇してゆく。⑦ 一年というタイムスパンで見るならば、米穀の収穫・流通・米価動向と暴動の発生には、明確な関連性が存在しているのである。

「食糧暴動発生分布図」より、暴動は陝西・盛京・直隷・河南・山東・山西・江蘇・浙江・安徽・湖北・湖南・江西・

グラフ2　月別平均暴動発生件数

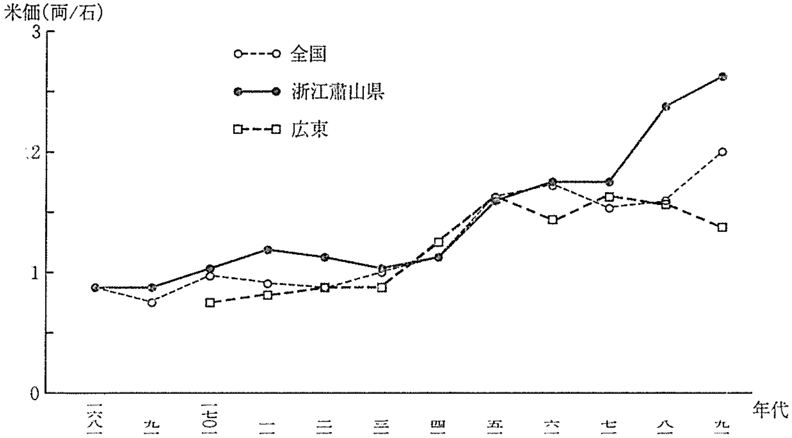


＊表1より各月毎の事件件数を抽出し，それを平均した数値。

福建・広東・広西・貴州の諸省で発生し、沿海部・河川と運河沿いに多い。全国的に見ると、暴動は稲作地帯に属する淮水以南の華中・華南諸省で頻繁に発生している。その中でも、人口密度が高く需米地である江蘇省と浙江省、及び食糧事情に恵まれない福建省の発生件数は多い。しかし、暴動は華中・華南に限定されるわけではなく、華北諸省にも発生していることは着目に値しよう。また、表1より暴動が発生しているのは都市に限定されず、農村でも多数発生している。

概観すると、産米地でありかつ米穀を他省に供給する省は、官民を問わず他省からの過剰な買い付けが暴動の原因である。例えば、乾隆七年における広西省蒼梧県・藤県・平南県の暴動は、天候不順に加えて広東省に近接しているため、西江を通じて広東省への米穀搬運の増大が引き金となって

表3　攻撃目標表

| | 江蘇 | 浙江 | 江西 | 安徽 | 湖広 | 福建 | 両広 | 華北 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 富家 | 20 | 7 | 3 | 1 | 4 | 34 | 6 | 4 | 79 |
| 国家 | 12 | 6 | 1 | | 5 | 2 | 2 | 8 | 36 |
| 国家・富家 | | 1 | 2 | | 1 | 2 | | | 6 |
| 計 | 32 | 14 | 6 | 1 | 10 | 38 | 8 | 12 | 121 |

＊表1より攻撃目標が明確なもののみを抽出した。

食料暴動発生分布図

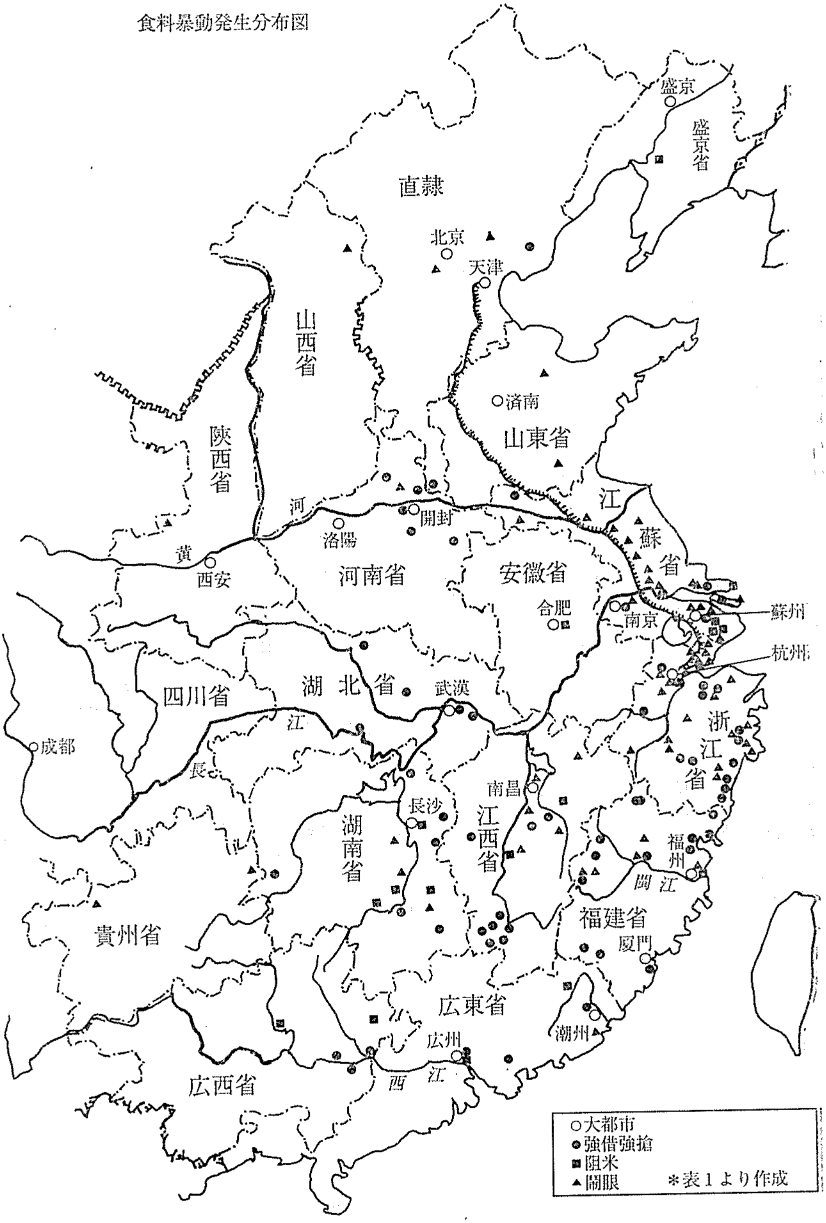
盛京
盛京省
直隷
北京
天津
山西省
済南
山東省
陝西省
江
蘇
省
河
黄
開封
洛陽
西安
河南省
安徽省
合肥
南京
蘇州
杭州
四川省
湖北省
武漢
浙
江
省
成都
長
南昌
長沙
江
西
省
湖南省
福州
閩江
福建省
貴州省
厦門
広東省
潮州
広州
西江
広西省
○大都市
●強借強搶
■阻米
▲鬧賑
＊表1より作成

いる。[8] ただし、米穀が他地域に吸引されることは、暴動の形態とは必ずしも明確な関連性はない。乾隆八年における湖南各地の暴動は、興寧・巴陵・醴陵・耒陽などの諸県が「強搶穀石」、衡陽・衡山・祁陽・攸県などの諸県が「阻米鬧市」と分類できる。[9] これらの地の多くは湖南省の中でも主要な米穀供給地であるが、[10] 全て「阻米鬧市」という形態をとってはいない。

表3「攻撃目標表」を見ると、攻撃目標としては富戸（地主・商人・科挙身分保有者）が最も多い。これは富戸が日常的に穀物を保有し、天候不順・飢饉・採買などの時に利益獲得をもくろんで価格を釣り上げたり、他地域へ搬出するためである。また、常平倉を中心とした官倉にかなりの穀物を備蓄していた国家も、比較的多く攻撃の対象となっている。

＊引用史料が複数頁にわたる場合も冒頭の頁数のみを示す。

① 『高宗実録』巻九九—二五。
② 『高宗実録』巻一九一—十一。
③ 『高宗実録』巻一八九—一。
④ 陳春声〔一九九〇〕六一～六二頁。
⑤ 黄卬『錫金識小録』巻一備参上、米価。
⑥ Hang and Kraus〔1975〕, pp. 20-22.
⑦ 全漢昇・王業鍵〔一九五九〕一七九～一八一頁、陳春声〔一九八九〕六七～六八頁。
⑧ 楊錫紱『四知堂文集』巻五奏疏、「遵旨陳明蒼藤等県搶穀各案及米穀出境情形疏」。
⑨ 『湖南省例成案』刑律盗賊、巻一「厳禁糾衆強搶米穀」（乾隆八年五月二五日）。
⑩ 山本進〔一九八七〕四～七頁。

## 二 行動形態

### （1）強借と強搶

民衆と富家・商店との間で米穀をめぐる騒擾に関する史料中には、①「強借・索借・勒借・借糧」、②「硬糴・勒買・強買」、③「強搶・抄搶・搶穀・攫食・索米」といった系統の用語が見られる。①は穀物を無理に借りる、②は穀物を無理に買う、③は穀物を奪うということであるが、これらは単なる字句上の相違ではなく、暴動の形態を表現している。以

下本節では、①と③を中心として考察をすすめてゆきたい。

乾隆八年湖南省巴陵県の事件は、次のような経過であった。

傅老五の家は貧乏ではないが、素行は従順ではなかった。昨年巴陵県では、取り立てるほどの災害は発生しなかった。しかし、即座に傅老五は米価の高騰を口実とし、率先して貧民を集め、硬くなに富戸より穀物を強借した。次いで、強借が失敗すると、すぐに豚を屠って人々を集め、穀物を強搶しようとたくらんだ。さらに、伝単（ビラ）を書いて貼り、貧民を集め、また、村人を脅して附和同行させ、百数十余人が集った。みな県民周玉安の家にゆき、ほしいままに掠奪を行い、穀二百六十石を奪い去った。[1]

この事件は傅老五なる人物が貧民を結集・扇動しているが、富戸に対する第一の行動は強借であり、その失敗の結果、第二の行動として米穀掠奪に及んでいる。[2]すなわち、強借とは米穀掠奪の前段となる行動である。したがって、借という要求が実現されると、米穀掠奪にはいたらず、暴動は終息してゆく。雍正七年七月江蘇省崇明県の事件では、刁民棍徒は一～二十人あるいは二～三十人で群をなし、富戸に銀米を索借したが、富戸が銀数両もしくは米数斗を給すると解散した。[3]それでは、強借とは単なる掠奪行為といかなる点で異なる行動なのであろうか。乾隆十三年浙江省楽清県の事例を見ることとする。

楽清県の郷民鄭図南らは、みな貢生鄭奇斌と同族で奇斌よりも年長であった。本年三月楽清県では、季節はずれの雨が降ったために米価が高騰し、貧戸は播種しようにも種籾がなかった。族衆鄭亦直らは奇斌の家に余穀の備蓄があるのを知っており、奇斌の父鄭周書にそれを貸してくれるように頼んだが、許可されなかった。

そこで、鄭亦直らは鄭図南らに借穀の保証人をたのみ、遂に各々は田契を書いて抵当とした。三月十二日、鄭亦直と同族の鄭玉秀ら四一人ならびに鄭図南らは、奇斌の家にゆき周書に対して強く穀物を貸すように迫った。周書は族衆が多いのを見、勉めて穀三十桶を貸すことを承諾した。族衆はさらに六十桶に増やすように求めたが、まだ周書は彼らの希望通りに貸与していなかった。

奇斌はそれを見てやめさせようとしたが、図南と亦直はともに父周書がすでに借穀を許可したとし、年長をたのみとして、奇斌

の家の租桶を取り、ただちに自分たちで倉を開け六十桶を畳って持ち去った。
　奇斌はただちに強搶であると県に訴えた。県は鄭図南らが族人であるのは事実であり、先に田契を担保として無理に借穀し、後にそれが許可されなかったので、事件は硬借であると裁定した。④

この同族内の紛争で注目されるのは、族衆が保証人と土地契約文書(田契)を用意し、土地を担保として借穀を要求していることである。借手の側には多数に依拠した示威行動も見られるが、一方的に有利になるような条件で借穀を求めるのではなく、土地を保証として借穀の根拠付けをしている。紛争となるのは借穀量について双方が合意にいたらず、借手が自らの要求を貫徹させるべく強引な行動をとる時である。それゆえ、県は被害者から強搶であると訴えられても、そうではなく硬借であると裁定したのである。

再び、雍正七年七月江蘇省崇明県の事件より例をあげると、借銀を求めるさいに、「借券」「借契」がたてられている。⑤全ての事例に見られるわけではないが、主体の側からすると、強借とは担保や契約といった双方の合意を要する行為に根拠付けられた行動である。しかし、相手の側が主体側の論理を認めない場合、またはその論理を認めたとしても双方に相違が生じると、主体は行動を先鋭化させてゆく。

強借を以上のようなものとすると、次に借穀という要求がだされ、富家が襲撃される背景・原因を述べる必要があろう。
　報告によると、福建省福鼎・霞浦両県は、山に囲まれ海が迫っているので、以前から商人が来て米穀を販売することはなかった。当地の人々は本地の殷実の家が各々余った穀物を販売して不足を補うのに頼るか、あるいは春と夏に出借し、秋に利息をつけて返済していた。民間ではこういった習慣が日常的となっている。⑥

商人が入らない地域では、富家は民衆に対して、余穀の販売と利息付きの米穀貸与を行っていた。前者は「硬糴・勒買・強買」といった行動の、後者は強借行動の物的基盤となるものである。
　湖南省の風習は欲張りで心いやしい。昨年大災害が発生し、また他省からの採買が過多なために米価が高騰した。富民有穀の家

はそれに乗じて穀物を退蔵し、価格を釣り上げて利益を得ようと考え、郷里に融通して穀物を安売りしたり借貸しようとはしなかった。各所はみなこのようで、これが奸民の搶奪や強借の原因である。⑦

このように、強借行動において富家が攻撃の対象となるのは、災害・他省からの過度な買い付けなどによる米価高騰に乗じて、より多くの利益獲得をもくろみ、地域社会における日常的な販売・貸与に消極的になるためである。湖南省興寧県の富戸黄昌玉は一日に穀価を三倍に釣り上げ、県民唐北超らに強借されるが、乾隆帝は「一日に糶価を三増するの民も、またこれをして警惕する所を知らしめざるべからず」と、批を付している。⑧

事件に対応する地方官僚としては、事件の主導者・参加者を捕縛するのは当然として、暴動の原因となった富家の退蔵・釣り上げを是正し、同時に官米を安売りすることが必要となる。⑨ 先に紹介した福建省福鼎・霞浦両県の史料の続きによると、富家が出借を拒否したために、異籍の刁徒が扇動して福鼎県では十五件、霞浦県では五九件の暴動が発生し、強借から強搶へと推移していった。地方官は富民に対して時価通りの米穀販売を勧諭し、その結果、四郷は安静になったとされている。また、省内の興化・莆田両県から米穀を搬運し、不足を補う策もとられた。一方、この行動に参加した者の中には、富民の販売によって強借・強搶を行なう状況が解消されると、自ら奪った穀物を返還したり、返還すべき穀物が不足する場合は不足分を返す契約をたてたり、安売りを強要した者は不足分の代価を支払うなどの行動が見られる。⑩ 地域社会における日常的な米穀販売・貸与関係は、民衆の行動に一定の規律性を賦与しているのである。

先述の強借から強搶へと推移する暴動において攻撃の対象となったのは、農村における穀物保有者で地主層と想定できる。これに対して、都市の店舗に対する強搶には借要求が見られない。乾隆十七年二月初め、米価が高騰したために浙江省杭州省城には、周囲の農村の乞食が流入し、群となって米舗に索米したが、米舗が米数合を与えたために解散した。⑪ 乾隆十八年十二月、江蘇省蘇州府城呉県の粥廠（官設の粥炊き出し場）において、糧船で働く多くの水手（水運労働者）は老弱婦女の次に給粥されることとなったが、飢餓を耐えきれず、付近の店舗から食物を奪った。水手は仕事がなくなると食に

あり就くことができず、郷里に送り返したとしても、帰るべき家もなく郷里で仕事もないので、官としては帰郷させせようがなかった。[12] 通常は農村にいるとされる乞食、及び郷里との社会的関係が希薄な水手と都市の米舗との間には、農村のような米穀の貸借関係は存在しない。それゆえ直ちに米穀を求めるという行動形態になるのである。

次に乾隆十三年四月の福建省厦門港仔尾地方における事例から、米商の米価釣り上げと米価をめぐる民衆の動きを考察したい。

伏して調べたところ、福建の漳州・泉州地方一帯は、前から台湾よりの入港船で定額の穀物を補給していた。今年は入春以来、雨が少なく早稲の植え付けができなかった。しかし、各地から厦門港に来て米穀を購入する者は多かった。厦門港の商人は退蔵した米穀を売り借しみし、米価を釣り上げた。ほどなく任意に釣り上げ、たちまち米価は毎石制銭で千六百から千七百文程度になった。泉防同知胡格は、倉を開いて官米を安売りしようと願い出、価格を毎斗百三十文とし、告示を出して民に知らせた。

四月二日、巡検王璦は自ら仔尾地方の米商の所にゆき、米の市場価格を調査していた。商人の陳譲・白忠・楊緝らは実際の売値を言って、とがめを被るのを恐れ、口からでまかせに毎斗制銭で百三十文と答えた。市場に米を買いに来ていた兵士・民人は、その様子を見聞きしていた。ちょうどその時、後営兵丁の郭必春が陳譲の店において一斗百三十文で米を買い持ち帰った。民人の劉養・魏得昆らは、ともに陳譲・楊緝の店において一斗百三十文で販売するように求めたが、商人はその通りに販売しようとはせず、お互いにやかましく騒ぎ立て、往来の人々は集ってその様子を見物していた。（民人十三人の逮捕と兵丁四人の革糧発審については省略）

次いで、商人陳譲の上申によると、陳は白忠と合資して米豆屋を開いていた。四月二日に王賓と魏得昆が米を買いに店に来たが、騒ぎに乗じて米約十石余りと豆約二十包ほどを持ち去ったとのことである。商人楊緝の上申によると、米屋を開いて商売していたが、四月二日に劉養と王作らが米を買いに店に来て、騒ぎに乗じて白米三〜四石と玄米五〜六石を持ち去ったとのことである。[13]

米価の釣り上げをしている米商にとって、官米安売りを行っている国家の米価調査は、ある程度無視できないものであ

った。そして、米商が兵士に対して、官価と同様な一斗十三文で米を販売したことが問題を発生させてゆく。米商は武装した兵士であるから官価で販売したと考えられる。民衆の官価と同様な価格での販売要求は、一時的であるにせよ、官価での米商の販売が実際に行われたからであり、それを守ろうとしないゆえに米商は搶奪を被ったのである。民衆の価格要求は自ら設定したものではなく、官米の安売り価格に根拠付けられていた。

## (2) 阻米

阻米とは、ある地域内で米穀を確保すべく他地域への流出を阻止する行為である。則松彰文〔一九九二〕は、清代の人々の間には一定の地域「境内」での「食糧自足」を理想とする「境内完結」志向があるとし、かような視点から、阻米は「出境」問題を争うものであったとする。また、江西巡撫陳弘謀は、「越省」阻止を目的とする阻米を「出境」問題と認識していたとする。そして、皇帝・地方官僚以下は、食糧をはじめとする物資を「自由」な商業流通に依存する志向を持つゆえに、阻米を禁止したと説く。以下、小稿では則松が述べるような阻米を禁止する論理ではなく、いかなる論理で阻米が行われるのかを考察してゆきたい。

雍正四年福建省福州省城南台[14]の事件は、阻米の典型例と言えるものである。

雍正四年五月、漳州・泉州・興化三府の米価は毎石三両に、福州府の米価は毎石一両八〜九銭となり、延平・建寧・汀州・邵武四府の米価も高騰していた。五月十日、福州府閩県の知県は米価が高騰したために、南台地方へゆき米の市場調査をしていた。興化府の民人が南台で米を購入し、興化府へ搬運しようとしていたが、南台の人は搬運を許さなかった。知県は少量で数斗の米穀を買う者は搬運を認めるが、一石もしくは数石を買う者は搬運を認めないと決定した。

しかし、南台の人は当地の米穀は乏しく、搬出が増えれば、ますます米価が高騰するとして、遂に騒ぎ立てて知県の轎の布を引き裂いた。また、中亭保長王仲済の家を打ち壊した。奸悪の徒は勢いに乗じ、遂に米店を襲った。城内外の商店は知らせを聞き、

みな閉店した。[15]

この阻米において、民衆は米穀の購入と搬出を阻止することにより、米価が高騰するのを防止しようとしている。数斗のみの搬出を許可した知県が襲撃されているように、民衆は米穀の搬出が米価を高騰させるものとして、過敏なほどに意識していたのである。

阻米はある地域からの米穀の購入と搬出のみにより発生するのではない。乾隆六年五月、広東省潮州府では米価が高騰したので、同府海陽県の民人は米船四十余隻を採買し、潮州府へと向かったが、その途中の嘉応州で通過を阻止された。[16]海陽県の民人は恵州府で米穀を採買したのであって、嘉応州は潮州府への通過点に過ぎなかった。[17]しかし、阻米を行った嘉応州側は、通過であるにもかかわらず、潮州府への搬運により米価が高騰するのを懸念して米商の販売を阻止し、米船の通過をストップさせたのである。[18]また、乾隆七年四月七日夜に、広西省賀県でも同様な事件が発生した。賀県の上流の富川県で米穀数十石を買って船で搬送していた小販は、賀県城外を通過しようとしたが、賀県の民人は小販への米穀販売をさえぎり、米穀が出境するのを許さないとして通過を阻止した。[19]両方の事例に共通する阻米の論理は、米船の通過さえもが当地の食糧事情を悪化させるということである。米船の通過をストップさせることも阻米の一形態である。

また、購入・搬出・通過を阻止する行為においては、攻撃目標となるのは他地域の商人に限定されない。乾隆六年六月、広東省広州省城には、省内の恵州・潮州両府から米穀を買い付けに来た商船が多かった。[20]六月十七日には、外城五仙門外の米商は米穀を退蔵し、外府隣省の客商に販売して利益を得ていた。広州の民はそれを阻止しようとしたが米商は従わず、多くの民が店舗に押し入り、商人は殴打され、店内は打ち壊された。翌十八日にも、油欄門外の米商が米穀を退蔵し、外方に販売しているとされ、商品を掠奪されている。[21]さらに、十八日の城門がまだ開かれない早朝、十七日の刁徒は潮州府出身者が開いている雑貨店に潮州府の米商が滞在していると言って、店に入り強引に調査した。沿江に停泊している船から上陸した人々（蛋民？）も、それに乗じて食糧や商品を掠奪した。[22]事件を皇帝に上奏した官僚によれば、この事件時の広

州の米価は、五月が毎石一両三〜四銭、六月が一両五〜六銭で、非常な高価格ではなく、居民はまだ食を欠くという状況ではなかった。[23] ある地域からの米穀搬出という現象は、ある地域での売る側＝その地の商人の存在が前提となるので、このように売る側を攻撃目標とすることで搬出阻止を実現しようとする。これは搬出する商人への襲撃と表裏一体の行動である。そのさい、主体が同郷性に着目して雑貨屋に押し入っているのは興味深い。

さて、阻米という行為が行われる前段階で、郷邨無知愚民が禁牌を私立した[24]とか、銭を集めて郷禁した[25]といった事例が見られ、何らかの合意形成と意志表示が行われたことを示唆している。郷のさし示す範囲がいかなるものかは不明であるが、郷禁とは貧民が中心となって穀物保有者に穀物を販売させないことである。[26] ただし、このような行為が民衆の自発的意志に基づいて行われたかは、大いに疑問である。先に述べた広州の事例では、事件に先立って訟師（訴訟代理人）が外城五仙門外で白帖を出して人々から集金し、官に対して広州からの米穀流出を禁止するように要請している。[27] また乾隆十二年五月、盛京（奉天）省海城県内の牛荘城では、生員の米穀出城禁止の要請に基づいて、官は別城への米穀搬出禁止の示を出し、民衆はこれに依拠して数日の間に米豆車五十余輛の出城を阻止した。[28] 民衆は自分が居住する地から米穀が流出することに違和感や異議を感じていたであろうが、訟師や生員の有する一種の世論収斂機能に媒介されて阻米にいたるのである。なお、官は広州の訟師の要請に応えて告示を出しておらず、民衆にとっては官の公認は必要不可欠なものではなかった。

### (3) 闇　賑

清代前期における賑済（救済）倉のうちで、最も重視されたのは県城に設置された常平倉であった。常平倉穀は国家による採買と捐納によって備蓄され、以下のような方法で用いられた。すなわち、米価が高騰した時に安売りする平糶法、貸し付けて利子とともに返却させる借貸法、返済を必要としない賑給法である。[29] これらの実行にあたっては、無条件に被災

者全てを対象とするのではなく、一定の被災調査と造冊による賑済対象者の選定が行われた（森正夫〔一九六九〕）。すなわち、災害を被り食に就けない民衆を入冊の対象とし、その救済を重視するのであるが、地方官と結託した棍徒が名を偽って実際数以上に冊に記載され、災民には恩恵が及ばないというのが実態であった。[30] 賑済の規模はかなり大きく、乾隆二十年の江蘇省各府州県の粥廠には、毎日多い所では一万余人、少ない所では三〜四千人を下らない貧民が集り、[31] 乾隆二一年の浙江省杭州省城の三つの粥廠には、毎日六万余人が食に就いたとされている。[32] 鬧賑とはこれらの賑済をめぐる騒擾であり、攻撃対象・事件発生地となるのは全て地方衙門である。

鬧賑において第一に取り上げるのは、賑済に必要な諸条件の実現を求める行動である。乾隆二十年八月江蘇省昆山県において、郷民は県衙門で虫害の災害認可申請（報災）をしたが、あいにく知県は不在であった。しかし、郷民は知県が在署しているにもかかわらず、申請を受理してくれないとして、県衙門で騒ぎ立てたが、知県の不在を知って解散した。[33] 乾隆十六年五月、浙江省永嘉県は災害と不作のため、貧民に米牌を給し官米を販売することとしたが、婦女数百人が県衙門で米牌を求めた。[34] 災害認可申請・米牌や印票の獲得などは、賑済実施において不可欠なものである。それゆえ、これらの行動は倉を開いて倉穀の使用を求める行動の前段階ではあるが、民衆にとっては重要であったと考えられる。乾隆十三年浙江省上虞県では、平糶廠（官米安売りの施設）において民衆が印票を奪って官米を重買する行動さえも見られるのである。[35]

第二に実際の賑済における量的問題から発生する騒擾を見てゆきたい。乾隆元年十二月十三日、江蘇省興化県では賑済の米穀が不足し、銀で代給することにしたが、その銀が規定量の半分程度でかつ低純度であったために飢民は騒ぎ立て、官は調査することとなった。十五日朝には、一箇月分の賑糧を給された在城の飢民は、それを不足として増量を求めたが許されず、県衙門で騒ぎ立てた。[36] この興化県の事例は賑済が実施されたものの、その量に不満を持ち、さらなる賑給量の増大を要求するものである。また、量の増大を求める行動には、安売りする官米を精米するさいに用いる桝を争点とする事例もある。[37]

さて、常平倉の多くは県城に設置されていたので、県城から離れて生活する農民には不便であり、地方官僚は農村や市鎮に平糶廠を分設して安売りを実施し、広くその恩恵が及ぶように配慮していた。[38] すなわち、清朝国家は都市と農村との格差を考慮し、賑済を実行していたのである。以下においては、恩恵を施そうとする清朝の施策と安売りを求める民衆の行動、この両者の齟齬がどのように表現されるのかを見てゆきたい。

乾隆十七年六月六日、湖南省湘郷県ではボートレースの節日のために官米の安売りが一日停止され、翌七日に安売りを待つ人々が増加し、次のような事件が発生した。

乾隆十七年六月十日、長沙府湘郷県知県卓爾布の報告によると以下のようであった。県は早稲がもうすぐ収穫されるので、安売りする官穀について次の諭告を出した。遠郷の者には毎戸二斗の穀を売り救済するが、決して二度買いをしてはならない。近城の者には毎戸一日に一斗を売ることを許すと。

八日に刁民の周二や朱某らは、一斗では一日の食用に不足するとして、多くの人々を率いて石を県衙門の門前に運んだ。その直後に、彼らは大街にゆき、商店を脅し閉店させ、従わない商店には投石乱打した。また、彼らは廠に赴き官穀を買っている人を脅し、みんなで二斗の穀を買えるように衙門に要求しようとし、すでに一斗分の銭を納めた者をも一緒に石で打ち、官穀を買うのを妨害した。[39]

知県は遠郷の者には二斗で再買禁止、近城の者には一日一斗として再買を禁止しない措置をとり、すでに二斗分の銭を納めた者には、一斗分の銭を返還する措置もとっていた。[40] これを見る限り、近城の者は遠郷の者よりも不利とは言えない。しかし、このような措置はそもそも一斗では不足するということに加えて、二斗との差が歴然としてあると意識されたのであろう。そのために、一斗の代価を納入した民衆に対する強制的な行為をともなって、二斗を求める要求が出されるのである。乾隆十六年五月に浙江省湯渓県では、精米不足のために遠郷の人を優先して販米しようとしたが、在城民人が城郷一体に販米するよう騒ぎ立て、県はその要求通りの諭告を出した。[41] 地方官僚は都市と農村との格差を考慮して救済を試

みるが、都市の民衆はより多くの量で、都市と農村との格差をなくすように求めるのである。

第三に考察するのは、官米安売りにおける価格をめぐる騒擾である。通例、官米安売りにおける価格は、市価よりもやや安価に設定されるものである。しかし、設定された価格そのものを不満として騒擾が発生する。乾隆八年閏四月、福建省延平府は毎斗二百（毎升二十）文以上の市価に対して、毎升十三文で安売りすることとした。しかし、南平県の奸民は建寧府の地棍が官府に安売り価格を引き下げさせたのを聞き、開倉当日の朝、一〜二千人が集って罷市を強制し、県衙門で騒ぎ立て、価格を引き下げるように迫った。これに対して地方官は十三文を九文に下げ、事件は収った。[42] この時、延平・建寧両府は市価よりも銀一銭を下げて安売りしていたが、郷紳・富戸の売り出す価格は市価よりも三〜四銭安く、官価が民間価格よりも高価となってしまった。そのため、各府県は官価を決定できず安売りが遅れ、民は不満をつのらせていた。[43] また乾隆十一年五月、湖南省安仁県では、官が安売り価格を釣り上げたことを不服とし、減価を求める騒擾が発生している。[44] これらの事例では、民衆の側から官価をどれくらい下げるかという価格の明示は見られないものの、国家が設定する安売り価格が決して民衆の納得いくものでないことは明らかであろう。さらに、乾隆八年閏四月の江西省永豊県の事例では、知県に対してより多くの減価を求めるとともに、廃銭の使用を求めている。[45] 廃銭使用は民衆にとっては無料で安売りに与れることであり、官米の安売りという施策に重大な変質を迫るものと言えよう。

民衆の側から価格を明示した事例も少ないながら存在する。先に取り上げた雍正四年五月福州城南台の事件は福州城内にも及ぶが、この事例を考察してゆきたい。

十日の晩に福州の遊手は南台の事件を聞き、ただちに悪事をまねて聚衆し米商二店を襲撃した。（中略）十一日午前十時、各奸民は整然とすることなく、巡撫衙門にやって来て柵を破り前門に進み騒ぎ立てた。私毛文銓は何ゆえこのような不法が行われているのかと問うたところ、官米を安売りするに、毎一倉斗が銀一銭一分の値では高すぎるので、一分の値下げをして欲しいとのことであった。

私が調査したところ、福州城には米船が雲集し、決して食を欠くことはなく、また毎一倉斗が銀一銭一分の売値は、安売りの極みと言うべきである。それを口実に悪事を働こうとしているのを許せようか。そこで、私は前門に侵入した首謀者十七人を直ちに捕らえ、開門して裁きを行い、逐一厳しく取り調べた。(46)

民衆の一斗当り銀一分減価の要求に対して、なにゆえ巡撫毛文銓は、これを拒否したのであろうか。浙閩総督高其倬の試算によると、福州府の倉穀は三十万石あり、精米すると米十五万石となるが、同府では一日三千石の米が必要とされ、一箇月で九万石となるが、これでは二箇月分にも足りず、安売りが多ければさらに不足するとしている。(47) また高其倬によると、十余年来の福州の米価は安価で毎石一両二〜三銭が多く、一両は極めて少ないとし、官価の多くは毎石一両で、九銭二〜三分の官価は少ないが、精米すると九銭八分となる。しかし、九銭の官価では豊年でさえも倉穀の買補は不可能であるとする。(48) 官米安売りは量的にも十全でなく、価格設定においても買補を不可能とするような廉売はできなかったのである。

今まで述べてきたのは官穀の廉売にかかわる騒擾であったが、本節の最後に乾隆十三年四月の蘇州城顧堯年案を取り上げてみたい。十二年の冬から蘇州城では、六箇所に設廠して安売りを実施していたが、人口が多いため遍く安売りをするのが難しく、市価を下げるのに成功していなかった。事件は四月二七日に発生し、次に示す顧堯年の行動から衙門喧閙となるのであるが、顧堯年の行動に注目することにする。

四月二四日、突然刁民顧堯年が現われて両手を後に縛り、そこに紙をつけた竹竿を挾み、その紙には、米を買う金はなく、貧民は苦しんでいると書いてあった。顧は巡撫衙門に赴き、米屋に安売りさせる措置をとって欲しいと大声で訴えた。そこで直ちに長州県の鄭時慶に取り調べを行わせた。(49)

後に両手を縛るという顧の行動は、官に対して異議申し立てはするものの、決して官に反抗するものでないという恭順性を示すことで、掲げる要求を実現させようとするものではなかろうか。嘉慶『朱里小志』巻十八雑記下には、(50)「身を束

ねて死せんこと請い、米価を減ぜんことを求む」と記されている。また、顧の安売りを要求する具体的内容は、官廠の米を商人に渡し、商人の米とともに官価通りに安売りさせるということである。[51] これは官米安売りがその実効果をあげていないことに着目し、公権力に商人を利用させようとするものである。雍正四年に広東巡撫楊文乾が実施した策では、民間で流通する米穀の中に官穀を民穀と偽って混入させ、時価を参照して安売りさせ、市価の減価誘導に成功している。[52]

鬧賑という行為から見れば、民衆は国家を日常的な敵対関係において位置させているのではない。国家は災害時において民衆を救済するべきであるという意識、すなわち正当的賑済観念[53]が鬧賑の根拠付けとなっている。この観念に依拠して、民衆は国家に対して保護と依存を求める。しかし、行論で述べたように、国家は常に民衆の要求を満たせたわけではない。それゆえに、民衆の期待と国家の対応能力のギャップが鬧賑という形態で表現されるのである。清朝は歴代の王朝に比して、膨大な倉儲を備蓄し賑済策を整備したが、正当的賑済観念は民衆における清朝経済政策の観念的表現である。

① 『資料』三〇〇頁、乾隆八年十月十二日、署湖南巡撫蔣溥奏、緣傅老五家非貧乏、素行不馴。上年巴邑幷未成災、乃傅老五輒以米貴為由、倡約貧民、硬向富戸、強借穀石。継因索借不遂、即宰猪集衆、議欲強搶、復写貼伝単、糾集窮黎、又嚇逼村民附和同行、聚会一百数十余人。斉至県民周玉安家、肆行抄搶、搶去穀二百六十石。

② この事件の主導者傅老五は捕縛されても邪術をたのみとし、なかなか供述に応じなかった（『資料』二九九頁、八年五月二七日、署湖南巡撫蔣溥奏）。なお、重田徳〔一九五六〕四六～四七頁は、『湖南省例成案』刑律盗賊、巻一「厳禁糾衆強搶米穀」（乾隆八年五月二五日）を引いて、乾隆八年湖南省各地の暴動に宗教性を見出すが、湖南において傅老五案以外には直接宗教が関連している事件は見られない。

③ 『宮中檔雍正朝奏摺』第十三輯八〇〇頁、雍正七年閏七月四日、監察御史伊拉斉。

④ 『資料』二九三頁、乾隆十三年八月七日、閩浙総督喀爾吉善奏、楽清県郷民鄭図南等、均系貢生鄭奇斌同族長輩。本年三月間、因該処雨澤愆期、米価昂貴、貧戸播種無資。族衆鄭亦直等、知奇斌家積有余穀、向奇斌之父鄭周書、告貸未允、転浼鄭図南等保借、遂各写田契抵押。三月十二日、鄭亦直与同族鄭玉秀等四十一人幷鄭図南等、至奇斌家、向周書押借穀石。周書見族衆人多、勉允借穀三十桶、衆復求増至六十桶、尚未量給。奇斌見而阻止、図南・亦直、均以伊父已允、倚恃長輩、即硬取奇斌家租桶、自行開倉、量足六十桶、挑運而去。奇斌即以強搶控県。鄭図南等実系同族之人、先用田契押借、後因不允、硬借是実。

⑤ 『資料』二八九頁、雍正七年七月、清査江南太倉州属銭糧湖広岳常道温爾遜奏。

⑥ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯六三〇頁、乾隆十七年四月九日、閩浙総督喀爾吉善・福州将軍暫署福建巡撫新柱、抛窠、該地倚山濱海、向無商販米穀、惟頼本地殷実之家各出余穀糶

売接済、或春夏出借、秋収加息交還、民間習以為常。

⑦ 『資料』二九九頁、乾隆八年五月二七日、署湖南巡撫蔣溥奏、其如楚省貪鄙成風、富民有穀之家、因上年多有偏災、又因他省採買過多、以致米価日昂、乗機囤積、希図高価取利、不肯通融郷里、平糶借貸。此等情由、各処皆有。而奸民搶奪強借、亦因此而起。巴陵県の「放穀之俗」については、同治『巴陵県志』巻十一風土に詳しい記述がある。

⑧ 『資料』二九八頁、乾隆八年五月一日、湖南巡撫阿里袞奏。

⑨ ウォン〔1982〕, pp. 772–774 は、乾隆八年江西省の暴動における巡撫陳弘謀の対策を詳述している。

⑩ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯六三〇頁、乾隆十七年四月九日、閩浙総督喀爾吉善・福州将軍暫署福建巡撫新柱。

⑪ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第二輯六八六頁、乾隆十七年四月十五日、閩浙総督革職留任喀爾吉善。

⑫ 『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯二一九頁、乾隆二十年十二月十二日、江蘇巡撫荘有恭。

⑬ 『資料』五八〇頁、乾隆十三年六月二六日、福建水師提督張天駿奏、伏査、漳・泉一帯地方、向頼台湾入口船隻、額帯米石接済。本年入春以来、雨澤稀少、早禾不能栽挿、四処来廈買糴米糧者多、鋪戸囤積居奇、早晩時価任意加増、毎石制銭驟至一千六百文・一千八百文不等。泉防同知胡格詳請開倉平糶官米、毎斗定価一百三十文、出示暁諭。四月初二日、巡検王璦親赴各米鋪、査問市米価値。鋪戸陳譲・白忠・楊緝等、恐説出実価、致被譴責、随口覆称斗米売銭一百三十文。赴市買米兵民、耳聞目撃。時有後営兵丁郭必春、数銭一百三十文、向陳譲鋪内買米一斗持帰。民人劉養・魏得昆等、均赴陳譲・楊緝二鋪内、照価争買、鋪戸不肯売給、互相嚷鬧。往来之人聚集観看。(中略)嗣拠鋪戸陳譲稟称、譲与白忠合夥開張米豆店、初二日被王賛・魏得昆等入店買米、乗鬧失去米約十余石・豆約二十来包。鋪戸楊緝稟称、緝開米鋪生理、初二日被劉養・王作等到店買米、乗鬧失去白米三四石・糙米五六石各等情。

⑭ 『閩政領要』巻中「歳産米穀」によると、南台地方は閩江上流からの米船の集る地で、米船が三日間来ないと福州の米価はたちまち高騰するとされている。福州省城は閩県と侯官県が附治されていた。

⑮ 『宮中檔雍正朝奏摺』第六輯一七三頁、雍正四年六月十九日、浙閩総督高其倬、

（雍正四年）五月間、漳・泉・興三府之米、毎石価至三両、福州府之米、毎石価至一両八九銭、延・建・汀・邵四府米価亦昂。五月初十日、福州府閩知県、因米貴前往南台地方査米。有興化府民人、自南台買米、搬往興化、南台之人不容搬去。知県断令零星買数斗者許搬、若成石及数石者不許搬去。南台之人以本処乏米、愈搬愈貴、遂爾紛閧、扯碎知県轎衣、并拆中亭保長王仲済之房。奸悪之徒、乗勢遂搶米店、以至城内外各舗閉風倶閉。

⑯ 『資料』五八八頁、乾隆六年六月二六日、提督広東総兵官保祝奏。

⑰ 『資料』五八九頁、乾隆七年八月十日、潮州総兵武縄謨奏。他の史料の日付からして、明らかに七年は六年の誤りである。

⑱ 『資料』五八七頁、乾隆六年六月二一日、広州将軍阿爾賽、副都統高文涵・安華奏。

⑲ 楊錫紱『四知堂文集』巻五奏疏、「遵旨陳明蒼藤等県搶穀各案及米穀出境情形疏」。

⑳ 『資料』五八八頁、乾隆六年九月六日、広東巡撫王安国奏。

㉑ 『資料』五八七頁、乾隆六年六月二一日、広州将軍阿爾賽、副都統高文涵・安華奏。

㉒ 『資料』五八八頁、乾隆六年九月六日、広東巡撫王安国奏。

㉓ 『資料』五八七頁、乾隆六年六月二一日、広州将軍阿爾賽、副都統

高文涵・安華奏。

㉔『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯十九頁、乾隆八年三月二三日、江西巡撫陳弘謀。

㉕『資料』三〇四頁、乾隆八年五月二六日、福建提督武進昇奏。

㉖陳弘謀『培遠堂偶存稿』文檄、巻十六江西巡撫任、「飭禁阻糴檄」（乾隆八年四月）。

㉗『資料』五八八頁、乾隆六年九月六日、広東巡撫王安国奏。

㉘『資料』五九三頁、乾隆十二年六月四日、奉天将軍達爾當阿等奏。乾隆『奉天通志』巻二九城池一によると、牛荘城は海城県の西四十華里に所在した。

㉙星斌夫〔一九八五〕第二章「清代常平倉の発展と衰滅」。

㉚『宮中檔雍正朝奏摺』第三輯三四五頁、雍正二年十月二十日、署理浙江巡撫印務河南巡撫石文焯。堀地明〔一九九二〕七五頁。

㉛『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯二一九頁、乾隆二十年十二月十二日、江蘇巡撫荘有恭。

㉜『宮中檔乾隆朝奏摺』第十三輯七四九頁、乾隆二一年二月二三日、中祺。

㉝『高宗実録』巻四九七―三二、乾隆二十年九月庚子、江蘇巡撫荘有恭奏。

㉞『高宗実録』巻三八九―二九、乾隆十六年五月乙丑、署浙江巡撫永貴奏。

㉟『資料』二九四頁、乾隆十三年六月十三日、浙江巡撫方観承奏。

㊱『資料』五六二頁、乾隆元年十二月二七日、江蘇巡撫部甚奏。

㊲『高宗実録』巻三九一―二五、乾隆十六年閏五月乙未、江西巡撫舒輅奏の峡江県の事例。この事件で主体の側は市斗を使用するべきとする。

㊳星斌夫〔一九八五〕第二章、九六～九九頁。

㊴『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯二八六頁、乾隆十七年七月四日、署理湖南巡撫范時綬、

乾隆十七年六月初十日、拠長沙府属湘郷県知県卓爾布稟称、平糶倉穀因早稲将届収穫、六月初七日、将遠郷者毎戸売穀二斗、諭令可以接済、不必再買、近城者毎戸日准糶穀一斗。初八日、有刁民周二・朱姓等、藉称一斗不敷日食、率領多人、擲石県門、旋即跑至大街、喝令各舗閉戸、不聴者擲石乱打。又赴廠喝令買穀之人、倶要買足二斗、将已交銭買一斗者、用石混打、不許糶買。

㊵『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯五五三頁、乾隆十七年八月八日、署理湖南巡撫范時綬。

㊶『資料』五八四頁、乾隆十六年七月三日、浙江巡撫永貴奏。

㊷『資料』五七九頁、乾隆八年閏四月十七日、福建陸路提督武進昇奏。中谷剛〔一九九三〕三九六～三九七頁参照。

㊸『資料』五七八頁、乾隆八年九月十二日、福建巡撫周学健奏。

㊹楊錫紱『四知堂文集』巻八奏疏、「遵旨陳明辦理安仁県刁民聚衆縁由疏」。

㊺『資料』五七二頁、乾隆八年閏四月二七日、江西巡撫陳弘謀奏。

㊻『宮中檔雍正朝奏摺』第六輯十四頁、雍正四年五月十四日、福建巡撫毛文銓、

本晩省城游手知南台之信、即効尤聚衆、搶奪米舗両家。（中略）十一日巳刻、各奸民竟敢無端直、到臣衙門、挨折柵欄、進至轅門喧嚷。臣問以何事、如此不法。拠云、平糶官米、毎一倉斗価銀一銭一分太貴、要求減一分等語。臣査、省城米船雲集、並無欠乏、且毎一倉斗、売銀一銭一分、可謂平減之極矣。豈容藉口為非。故臣立将進轅門為首者一十七名、即時拿獲、閉門坐堂、逐一厳刑究処。

㊼『宮中檔雍正朝奏摺』第六輯一七三頁、雍正四年六月十九日、浙閩総督高其倬。

⑱『宮中檔雍正朝奏摺』第六輯三〇四頁、雍正四年七月十八日、浙閩総督高其倬。

⑲『資料』五八三頁、乾隆十三年四月二十六日、江蘇按察使翁藻奏、四月二十四日、忽有刁民顧尭年、反縛両臂、揷竹粘紙、上写無銭買米、窮民難過等語、前赴撫臣衙門喊訴、欲求勒令米舗減価出售、当經長洲県鄭時慶査訊。

⑳ 嘉慶『朱里小志』の利用については、森正夫名古屋大学教授のご高配を得た。記して謝意を表するしだいである。

(51)『史料旬刊』第二九期「江蘇蘇松等処聚衆阻糶案」、乾隆十三年五月二日、譚行義摺。

(52)『雍正朝漢文硃批奏摺彙編』第七冊五四三、雍正四年七月二六日、広東巡撫楊文乾。これは雍正四年における広州駐防八旗兵による平糶廠襲撃事件の後の米価安定策である。堀地明〔一九九三〕参照。

(53) 岸本美緒〔一九八七〕二一～二三頁では、このような観念を「普遍主義的理念」としている。



## 三　参加者・首謀者・結集様式

食糧暴動の参加者は、無頼・刁民・兵丁・市井販夫・農民・佃戸・棚民・婦女・丐婦・乞丐・竈戸・石匠・水手などで、特定の階層に限定するのは困難である。むしろ、社会的諸階層の多くが暴動に参加していたと言う方が適当であろう。参加者の規模については、通常は数十人程度が多く、大規模なものでは百人～二百人となり、千人～二千人といったものもあるが、千人規模は少ない。また、参加者相互間での社会的結合も、邪教（乾隆八年四月湖南省巴陵県傅老五案）や災民の羅筐会（乾隆八年二月湖北省江陵県）といった事例は極めて少数である。乾隆八年五月福建省邵武県のような盗賊化した例も多くない。

もちろん、暴動が発生するさいには、事件を計画し先頭に立って扇動する首謀者は必要であり、これは存在する。首謀者が判明する行動形態は閙賑が最も多い。列挙すると、第一には監生・生員・身分を剝奪された生員（革生員）・武学生員・童生などの科挙制度の身分体系に連なる人々である。乾隆十六年浙江省各府の閙賑では、金華府の逮捕者二十人中生員四人、処州府は二四名中生員二名・監生一名であった。[1] また、乾隆七年江蘇省各地の閙賑を指揮したのは、「在城居民有力の家、例は賑恤の列に在らざる者」たる生員・族人であった。[2] 第二には無頼・遊手・棍徒・訟師といった類の人々である。

鬧賑において最も主謀者が明確になるのは、賑済という一定の手続きを必要とする制度を前提としているために、攻撃目標の選定が強借・強搶や阻米よりも容易で、行動に入念な計画を必要とするためであると考えられる。

それでは、首謀者はどのような理由で、どのようにして暴動をおこし、参加者はいかにして事件に加わるのであろうか。乾隆十二年河南省偃師県の例を取り上げてみたい。この年の春、偃師県では毎戸は一石を借穀し、計一万八千余石が用いられたが、人口が多いので混乱を回避するために、順番を決めて借穀を実施していた。ただ南坡地方は県城から遠く、借穀の順番も後になっていた。そこで、次に訳出する事件が発生するのである。

思いもよらないことに、南坡地方緱氏鎮の已革生員王国幹は借穀の順番がやや遅れ、また毎戸一石しか借りられないために、官に対して不満をいだき怨みを感じていた。そこで、伝単（ビラ）を回して人々を集め、無理に借穀をさせようと考えた。三月二六日に伝単（ビラ）を書いて回し、人々を誘って四月二日に城南の火神廟に集ることにした。王は伝単（ビラ）を岳乾に預け、郭二全・岳宗・丁保子・丁和尚・丁老子・斉四如・陳善長・潘尚智などに渡して回覧させることとした。その文面には伝単（ビラ）を回覧しない者は、盗賊・娼婦と同等の低劣な者だと書いてあったので、すぐに各人は伝単（ビラ）を次々に回した。③

已革生員の王国幹がビラを回覧して借穀しようとした動機は、賑済の順番の遅れとその量に不満を有し、自らの賑済要求を実現しようとするためである。④ ビラの回覧ルートが王国幹―岳乾―郭二全以下八名となっていることから、王を頂点とする何らかの垂直的な人間関係の存在がうかがえる。また、ここでは王が一人でビラを作成しているが、複数の人がビラを書き、さらに別の人が改作を加えるといった入念な事例もある。⑤ 口承ではなく、ビラを意志伝達の手段として用いる理由は、情報を誤りなく確実に伝えるためであると考えられる。そして、ビラの回覧という行為には、識字能力を必要としている。事件の行方を追ってみよう。

約束の四月二日当日に、賈四は人が往来するのを見て、見にいってみようと言い、二狗児と同行した。ちょうどその時、彭四すなわち彭育徳も借穀を欲し、丘起文・牛大智を誘い廟へ向っていた。さらに、段四胡子は前に借穀できず怨みを抱いていたが、伝単（ビラ）

> の回覧のことを耳にするや、四月二日に村民段宗直・段周瑚・段老五・三創・段昇・段振生・孫貞・傅徳・任道士・咎牛・楊二羊・王席子などを誘い、借穀しようと廟へ向った。また、各村の借穀を欲する民人は噂を聞いて廟にゆき、さらに、一緒にいって見物しようとする者も全て火神廟に集り、その数は七〜八十人であった[6]。

火神廟に集った人々の結集様式は、以下のような三つの部分から構成されていた。第一には、王国幹以下に連なるビラを作成し回覧した人々であり、識字能力をもち核となる自覚的首謀者集団ともいうべき人々である。第二には、当日集る人の往来に接したり、ビラの内容を噂聞きして集った人々である。これらの人々には必ずしも識字能力は必要ではなく、借穀を求めるという同じ目的を共有し、第一の人々の外郭的位置にある。ビラが回覧されてその内容が噂になって波及していくことは、主体の結集のうえで非常に重要であった。第三には、同行して見物しようとする人々であり、第二の人々の周縁に位置している。そして、いよいよ衙門での騒動となる。

> 王国幹は衙門にもともと詳しく、誰かに自分を見つけられるのを恐れ、自分は県衙門にはゆかず、村民に次のように指示した。県衙門にゆき借穀を求め、もし借給しないなら、ただちに騒ぎ立てるようにと。段四胡子はすぐに声をあげて従い、村民を引き連れて衙門へと向った。
>
> 衙門に到着すると、彼らよりも先に来て借穀している者、及びその者たちに同行した見物人、およそ七〜八十人がいたが、知県の朱続志の諭告で解散しようとしていた。ちょうどその時、段四胡子が続いて衙門に着き大きな声で叫び、人々を解散させなかった。そこで、再び多くの人が衙門に引き返し、後から来た者とあわせて約百五〜六十人となった。彼らは県堂に押し入り、衙役はそれを阻んだ。しかし、押し入った人は多かったので、県堂の上の輿の扉が打ち壊された[7]。

王国幹は官吏に顔を知られているために、直接的な行動を回避しつつ民衆を指揮している。その後は段四胡子が人々を直接指揮し、先に来ていた人々を再結集させ、衙門喧鬧にいたるのである。事件後の調査では、岳乾らビラを回覧した人々は衙門に同行しなかったとされるが、段四胡子が王の指示を受けて人々を指揮しているのは、彼が以前借穀できず、段

宗直以下十二名を引率して火神廟に結集したという主導性によるものであろう。また実際の行動になると、第二の外郭部分と第三の周縁部分はともに県堂に押し入るが、これは行動が開始されたことで、集団内部におけるより強固な一体性が獲得されたためと考えられる。

已革生員王国幹の場合は、自分も賑済を求めることに事件を首謀する動機が存在したが、乾隆六年広州の事例で見られた訟師のように、首謀者が報酬の獲得をもくろむ事例も見られる。乾隆三二年陝西省長武県では、童生尚景福は人々を集めて種籾を借りると告げ、衆人を喜ばせ成功したら報酬を得ようと考え、知り合いと謀って七〜八十人で二度県衙門に押しかけた。[8] また、すでに夫馬進により訳出され、[9] 中谷剛〔一九九三〕で分析された事例ではあるが、乾隆八年福建省寧化県の事例においては、不法棍徒陰以盛は二種類の金銭を得ている。第一は米価高騰時に無頼の販米妨害回避を願う富戸より獲得する「偏手銭」と呼ばれるリベートであり、第二は官を動かし富戸の安売りを実現させた謝礼銭として、貧民から取り立てるものである。後者は寧化県城内の一地域から毎戸銭二文で計千百六十文、五八〇戸から徴収している。[10]

ここで表1にしばしば見られる罷市（商店の一斉休業）について述べておく必要があろう。清代前期の罷市については、金弘吉〔一九九二〕が概略的考察を行っているが、小稿では食糧暴動において見られる罷市の形態分類をしてゆきたい。

罷市の第一の形態としては、騒擾のさいに商人が店舗や身体を暴徒から防衛するためのものである。乾隆十三年正月、山東省滕県と県境を接した江蘇省沛県夏鎮には、滕県からの流民が集り食物を掠奪し、沛県の刁徒・乞丐もそれに従った。そのため、商店は十六日から三日間閉店した。[11] 先に述べた雍正四年福州城南台・城内の閉店も、襲撃を回避しようとする罷市である。

第二の形態は首謀者が暴動をエスカレートさせ、要求の貫徹をめざす罷市である。雍正五年六月、湖北省武昌・漢陽などの地では官米安売りに乗じて、遊手・光棍が謡言（デマ）を流布して罷市を強制し、従わない商店は掠奪を被った。首謀者として監生・甲長各一名が逮捕された。[12] 次の江蘇省宿遷県の罷市未遂事件は、計画性や呼びかける対象を明示しており興味深

いものである。

革生員王育英は広く賑済が実施されることを願い、請願書を書き、革生員陸士敏等を集めて名前を列ねさせ、県衙門に赴き広く賑済を行うように要請した。しかし、知県の銭朝模は要請を認めず、諭告を出して暫く様子を見ることにした。思いもよらないことに、王育英は要請が認められなかったので、さらに罷市を呼びかける知単（ビラ）三枚を書き、県城に貼りつけた。前から王は宿遷県の下層労働者が毎朝東門に集って仕事を捜すのを知っていたので、ついに八月一日の黎明に多くの下層労働者に大声をあげて罷市をさせようとした。この時、朝早かったが、もともと各店舗は開店する時間であり、王育英らは知県に逮捕された[13]。

実録には、「また市に赴きて即（ただ）ちに吃賑を得るを以て詞と為し、貧民を引誘し、喊びて罷市せしむ[14]」とあるが、首謀者が革生員であること、呼びかけ手段としてのビラの使用、呼びかける対象が雇用を待つ貧民であることなどは注目に値しよう。

最後に暴動に見られる自己規律性について述べておきたい。首謀者が民衆を扇動する時には、行動の合図の道具として扇やホラ貝の笛が使用され、行動が始まると威嚇の手段として手に農具や鉄の短棒を持ち、投石行為が行われるものである。しかし、清代前期においては、明末天啓四年広州の暴動で見られたような、商人に対する殺人行為[15]を見い出すことができなかった。また、放火行為も見られない。再び乾隆三二年陝西省長武県の事件を取り上げると、童生尚景福に率いられた一行は、一度要求を拒否した知県に対して、家に帰って農具を取り、それを威嚇手段として賑済要求を行った。しかし、県衙門で書役になじられ、書役の家屋計七軒を打ち壊す時には、必ずしも農具を携帯していない[16]。書役に対する異議申し立ては、威嚇手段としての農具を使用しないばかりか、対人的殺傷行為を伴わないのである。このような民衆運動の自己規律性が食糧暴動のみに見られるのかは、今後の重要な課題である。

① 『高宗実録』巻三九三―二十、乾隆十六年六月甲子、浙江巡撫永貴奏。

② 『資料』五六三頁、乾隆八年正月二六日、両江総督徳沛奏。

③ 『資料』五六八頁、乾隆十二年六月四日、河南巡撫碩色奏、詎有南坡綵氏鎮已革生員王国幹、以定期稍遅、并因毎戸止借穀一石為率、不満所欲、心懐怨望、輒起意伝帖糾衆、希図勒借。於三月二

十六日書写伝帖、約衆於四月初二日赴城南火神廟会斉。将帖交岳乾、給郭二全・岳宗・丁保子・丁和尚・丁老子・斉四如・陳善長・潘尚智等、俱因帖内開有不行伝送即男盗女娼之語、随各輾轉伝遞。

④ 乾隆年間においては、文武生員であっても「真正赤貧」であれば、賑済の対象とされていた。『高宗実録』巻四三―五、乾隆二年五月戊申、山東巡撫法敏条奏賑恤事宜参照。

⑤ 王簡菴『臨汀考言』巻十、「帰化県民頼文茲等鼓衆囲衙挟官發穀」（康熙三六年）。この史料の利用にあたっては、森正夫名古屋大学教授のご高配を得た。記して謝意を表するしだいである。

⑥ 『資料』五六八頁、乾隆十二年六月四日、河南巡撫碩色奏、
至期有賈四見人過往、声喊往観、与二狗児同行。比有彭四即彭育徳、亦欲借穀、遂約丘起文・牛大智前往。更有段四胡子、先以未得借穀、正在含怨、忽聞伝帖、随於四月初二日、約同村民段宗直・段周瑚・段老五・三創・段昇・段振生・孫貞・傅徳・任道士・昝牛・楊二羊・王麻子等、前往借穀。并有各村欲行借穀民人、聞風而至、及随行観看者、俱在火神廟聚斉、約七八十人。

⑦ 『資料』五六八頁、乾隆十二年六月四日、河南巡撫碩色奏、
王国幹因衙門素熟、恐人認識、不自進県、乃指示村民、赴県告借、如不借給、即行哄鬧。段四胡子即随声附和、令各聴従而行。及抵県門、有先至県署借穀及随行観看者、亦約七八十人、経該県朱続志暁諭散出。適段四胡子踵至、復高呼喊罵、不令人散。於是衆民復回、同後至者約共一百五十六十人、擁入県堂、衙役攔阻、因人多擁擠、将堂上槅扇擠碎。

⑧ 『資料』二八七頁、乾隆三二年四月十二日、陝西巡撫明山奏。

⑨ 谷川・森（一九八三）九四頁。

⑩ 『資料』五七七頁、乾隆八年十一月六日、閩浙総督那蘇図・福建巡撫周学健奏。

⑪ 『資料』五六五頁、乾隆十三年四月十日、江蘇巡撫安寧奏。

⑫ 『宮中檔雍正朝奏摺』第八輯四九一頁、雍正五年七月九日、吏部尚書署理湖北総督印務傅敏。

⑬ 『資料』五六四頁、乾隆十二年三月十五日、江蘇巡撫安寧奏、
緑革生王育英希図普賑、捏写公呈、往糾革生陸士敏等、添列名字、赴県求普賑、該県知県銭朝模未准、并経出示暁諭、静候査勘。詎育英以呈未邀准、復繕写罷市知単三張、分貼県城。向知該地工作窮民、毎早皆聚東門地方候雇、遂於八月初一日黎明、嘱令窮民喊糾罷市。維時天色尚早、各鋪原来開張、当経知県銭朝模会同査拿。

⑭ 『高宗実録』巻三〇四―十、乾隆十二年十二月壬戌、諭軍機大臣等。

⑮ 堀地明（一九九二）七三頁。

⑯ 『資料』二八七頁、乾隆三二年四月十二日、陝西巡撫明山奏。

## おわりに――若干の比較史――

小稿の最後に、日本近世（岩田浩太郎〔一九八五〕）と近代初頭のイギリス（トムスン〔一九七一〕・近藤和彦〔一九七八・七九〕）との若干の比較史的検討を行いたい。

中国・日本・イギリスにおいて、高度な運動の組織・指揮回路が存在しないことは共通している。中国における暴動の

結集様式も日本と共通して三層構造である。ただ、中国において高度な組織・指揮回路の存在とまでは評価しえないものの、しばしば暴動を首謀する階層として、科挙の身分体系に連なる人々が登場するのは注目に値しよう。また、民衆的価格主張について、一定の価格を強要することは、中国・日本・イギリスに共通しているが、それぞれの持つ意味は同一ではない。中国における民衆的価格とは、イギリスのように民衆が自律的に設定するものではなく、官価を基準としてその価格通りの販売を求めるのであるとか、官価に対する減価要求であり、専制国家的価格体系を前提とし、その中に位置付くものである。この点は、日本近世の幕藩制国家が石高制をとり、米相場を維持するために民衆の安売り要求を認めず、民衆の価格設定が公権力との対抗関係にあることとも異なっている。また、イギリスで見られるような民衆による穀物販売の代執行は、中国においては観念的にも現実的にも見られなかった。

小稿で考察しえなかった暴動と地域社会との関連や明清民衆運動における食糧暴動の位置などは、今後の課題とさせていただきたい。

**引用参考文献一覧**（著書・発表年・題目・記載誌の順。後に著書に収められた論文の引用は著書の頁数を示す。）

〔日本文〕

**岩田浩太郎〔一九八五〕**「都市打ちこわしの論理構造―日本近世の都市食糧蜂起について―」『歴史学研究』五四七

**岸本美緒〔一九八七〕**「清朝中期の経済政策―一七七〇年代の食糧問題を中心に―」『近きに在りて』十一

**金　弘吉〔一九九二〕**「清代前期の罷市試論―その概観と事例考察―」『待兼山論叢』史学編二六

**近藤和彦〔一九七八・七九〕**「一七五六～七年の食糧蜂起について（上下）」『思想』六五四、六五五

**重田　徳〔一九五六〕**「清初における湖南米市場の一考察」『東洋文化研究所紀要』十、『清代社会経済史研究』（一九七五、岩波書店）所収

**田仲一成〔一九八六〕**「清代浙江宗族の組織形成における宗祠演劇の機能について」『東洋史研究』四四―四

**谷川道雄・森正夫〔一九八三〕**『中国民衆叛乱史』四（平凡社東洋文庫）

**中谷　剛〔一九九〇〕**「万暦二二年福州府の食糧暴動について―都市下層民の心性―」『山根幸夫教授退休記念明代史論叢』上巻（汲古書院）

――――**〔一九九三〕**「清代都市騒擾の形態と論理―乾隆八年の福建―」『和田博徳教授古稀記念明清時代の法と社会』（汲古書院）

**則松彰文〔一九八九〕**「清朝中期の経済政策に関する一試論―乾隆十三年（一七四八）の米貴問題を中心に―」『九州大学東洋史論集』十七

――――**〔一九九二〕**「清代における「境」と流通―食糧問題の一齣」『九州大学東洋史論集』二十

星　斌夫〔一九八五〕『中国社会福祉政策史の研究』（国書刊行会）

堀地　明〔一九九二〕「明末城市の搶米と平糶改革―廣州を中心として―」『社会経済史学』五七―五

――〔一九九三〕「清初広州駐防八旗と平糶廠襲撃事件」『大阪市立大学東洋史論叢』（大阪市立大学中国史研究会『中国史研究』を改題）十

三木　聰〔一九六九〕「抗租と阻米―明末清初期の福建を中心として―」『東洋史研究』四五―四

森　正夫〔一九六九〕「十八世紀における荒政と地主佃戸関係」『高知大学教育学部研究報告』第一部第二一号

――〔一九七七〕「一六四五年太倉州沙渓鎮における烏龍会の反乱について」『中山八郎教授頌寿記念明清史論叢』（燎原書店）

――〔一九九二〕「朱家角鎮略史」『江南デルタ市鎮研究』第二章（名古屋大学出版会）

山本　進〔一九八七〕「清代湖広の水稲作と綿業」『史林』七十―六

〔外国文〕

韓　大成〔一九九一〕『明代城市研究』（中国人民大学出版社）

金漢昇・王業鍵〔一九五九〕「清雍正年間（一七二三―三五）的米価」『中央研究院歴史語言研究所集刊』三十冊上、『中国経済史論叢』第二冊（一九七二、新亜研究所）所収

全　漢昇〔一九六五〕「乾隆十三年的米貴問題」『慶祝李済先生七十歳論文集』、『中国経済史論叢』第二冊（一九七二、新亜研究所）所収

陳　春声〔一九八九〕「論清代中葉広東米糧的季節差価」『中山大学学報』一九八九―一

――〔一九九〇〕「十八世紀広東米価上昇趨勢及其原因」『中山大学学報』一九九〇―四

傅　衣凌〔一九四一〕「明清時代福建的搶米風潮」『福建文化』一―二

――〔一九八二〕「明万暦二十二年福州的搶米風潮」『南開学報』一九八二―五

――〔一九九二〕『明清封建土地所有制論綱』（上海人民出版社）第五章第四節

彭　信威〔一九五八〕『中国貨幣史』（上海人民出版社、第一版）

**E. P. Thompson**〔**1971**〕"The Moral Economy of the English Crowd in the Eighteenth Century", *Past and Present*, 50.

**Han-sheng Chuan and Richard A. Kraus**〔**1975**〕*Mid-Ch'ing Rice Markets and Trade: An Essay in Price History*, Harvard University Press, Cambridge, Massachusetts and London, England.

**R. Bin Wong**〔**1982**〕"Food Riots in the Qing Dynasty", *The Journal of Asian Studies*, 42-4.



付記

小稿は一九九二年度大阪市立大学院学生特別経費による研究成果の一部である。


（大阪市立大学大学院文学研究科後期博士課程　）

entstanden und alte ständische Gesellschaft zurückgedrängt wurde. Wie in Preußen, wo alte politische und gesellschaftliche Ordnungen von den sogenannten Stein-Hardenbergschen Reformen verändert wurden, so auch in Bayern wurden neue Systeme von eine Reihe Reformen geschaffen, deren Triebkraft der leitende Minister M. von Montgelas war.

Während dieser Reformzeit wurde auch Gewerbewesen verändert. Die Einführung der völligen Gewerbefreiheit wurde zwar in Bayern, wie in vielen anderen Gebieten Deutschlands, nicht realisiert, aber die drückendste Fessel des Zunftwesens beseitigt und die Tätigkeit der Zünfte unter die strenge bürokratische Aufsicht gestellt. In Bayern 1825 wurden noch weitere Maßnahmen zu besserer Kontrolle der Zünfte ergriffen, nämlich alle Zünfte im rechtsrheinischen Bayern wurden durch das neue Gewerbegesetz als Gewerbevereinen reorganisiert.

Dieser Aufsatz beschreibt die Grundzüge des bayerischen Gewewebwesens nach den Montgelas'schen Reformen und dem Gewerbegesetz von 1825 und versucht mit den statistischen Daten zu erklären, welchen Einfluß dieses bayerische Gewerbewesen auf die Entwicklung des Handwerks in der ersten Hälfte des 19. Jahrunderts ausübte.

## Three Types of Foodriot in 18 th Century China

by

HORICHI Akira

Many food riots broke out in 18th century China, particularly during the 1740's 1750's. These riots can be classified according to three types First, riots aimed at compelling rich people to loan their grain. Since only when their demands were not satisfied did the rioters plunder grain owned by the rich, such riots can be considered as a violent version of ordinary dealings. Second, riots aimed at hindering grain movement from one area to another in order to prevent grain prices from rising. The third type consists of disturbances in which the rioters demanded that local officials sell public grain at a low price. The leaders of these riots tended to be local elites, whose status depended on the examination system, and scoundrels. Furthermore, there was no murder and no arson in the riots. To this extent, the rioters were not entirely undisciplined.